

第5期嬉野市農業委員会  
第27回定例総会議事録

令和2年10月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第27回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	谷所馬場浦 農道拡幅	R2.10.2	了 承
	2	岩屋川内祭代 茶園農道 外1筆	R2.10.2	了 承
	3	岩屋川内藤山 農業用通路	R2.10.2	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下野古木場 使用貸借権	R2.10.2	承 認
	2	五町田前牟田 使用貸借権	R2.10.2	承 認
	3	岩屋川内陣野 使用貸借権	R2.10.2	承 認
	4	岩屋川内陣野 使用貸借権	R2.10.2	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1~7	久間八幡籠 外14筆 賃借権・使用貸借権	R2.10.2	承 認
	嬉1~4	下宿道德 外7筆 使用貸借権・賃借権	R2.10.2	承 認
	市1~3	久間二本松 外6筆 賃借権（農地中間管理機構）	R2.10.2	承 認
		所有権の移転		
	1	五町田流海 あっせん	R2.10.2	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	吉田赤仁田 外2筆 売買	R2.10.2	許 可
	2	谷所木野 外1筆 売買	R2.10.2	許 可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	大草野里 駐車場及び庭	R2.10.2	承 認
	2	下野三坂 一般住宅	R2.10.2	承 認
議案第6号		非農地証明願いについて		
	1	下野二本杉 外6筆 災害適用で復旧のため	R2.10.2	決 定

第5期嬉野市農業委員会第27回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年10月 2日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎3-2会議室
- 3 開会日時 開会 10月2日 午後1時30分 議長 川内 利光  
及び宣告 閉会 10月2日 午後2時28分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開  
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員  
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	議事録署名
1	池田 博幸	出		8	峰 正己	出	議事録署名
2	馬場みどり	出	事前審査班長	9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出	憲章朗読	10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
—	—	農業政策課主任	納富 作男



理由は、農道が狭く湾曲で破損しており、拡幅が必要になったため ということです。令和2年5月頃に転用されており始末書付きの案件です。

隣接は、東は田、西は畑・道路、南は畑、北は道路 です。

図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、馬場みどり委員、地域担当委員、班長としての説明、意見及び結果報告をお願いします。

班 長

場所は、石垣の堤の管理道路、また畜産の豚搬入、出荷などに利用されている農道です。道が崩れておりますので60㎡の借地契約をなされており、先代では、悪臭に地区が悩まされていましたが、若い人に世代が変わり、悪臭を押さえるよう努力管理されており、努力がなされない場合は、契約を破棄するといわれておりました。審議をお願いします。

議 長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委 員

この道は、市道ですか、公の道ですか。

事 務 局

市道ではなく、法定外の道路です。

副 会 長

私の方から説明します。市道と林道の間の法定外道路で農道です。

委 員

農道ですよ、〇〇さんの土地のままでいいのかな。あくまでも農道拡幅となり、公の道にならないのですか。

事 務 局

貸し借りであり、班長が言われたように、現在は悪臭も少なく、今後また悪臭がひどくなった場合は、元に戻すとの取り決めで、借地となっております。

委 員

他の人は、通れなくなるのでは。

事 務 局

〇〇さんは区のためということで、承諾されております。〇〇さんも始末書に対して反論されましたが、地区と話され納得し提出されております。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

全員挙手です。よって、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、整理番号1番については、全員了承です。

議 長

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

申請人は、上岩屋 の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字岩屋川内 祭代 〇〇〇番〇 外1筆、

地目はいずれも畑、面積は合計で、2, 686㎡のうち 163.0㎡です。

用途は、茶園農道

理由は、乗用機械が利用できる農道が必要 ということです。

隣接は、東は畑、西は道路、南は山林、北は農道 です。

図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

この件について、杉崎委員、地域担当委員として説明、意見を申し上げます。一番奥の山際から、市道までの作業道を作るとの申請です。本当は奥の山を購入し、作業道を作りたいと思っていたが、山持ちさんから売りきれないということで、自分の土地を使って作業道を作るということです。延長は60m位、幅が2.5mとのことでした。よろしく申し上げます。

議 長  
班 長

続いて、事前審査の結果について、馬場 班長、報告をお願いします。担当委員から詳しく説明がありましたけど、機械を上げるには大変狭く急勾配で有り、本人さんに確認したところ、生葉を手で運んでいるとのことです。自分の土地で、作業道を作りたいとのことです。よろしく申し上げます。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。こういうところが申請を出すべきなのか、小屋等が出来たら出さなくては行けないと思うが。

委 員

このような場合を今後、基準等を考えるべきではないだろうか。

議 長

次の機会で、このような事例を検討していきたい。一生懸命農業をしている者の妨げになるのではないかと考える。鹿児島、宮崎、八女では認めているらしい、段差についても報告だけらしいから今後の課題と考えます。畑と田んぼの違いは考えなければならない。いつか議論したい。生産者が仕事しやすくするため、後継者のためと考える。

農業政策課

その件についてお願いです。耕作条件が厳しい土地であっても、農業振興地域となっている場合がありますので、検討する場合はご考慮ください。除外をするのか等含めてということですが、除外しないと行けないことではありませんので。

議 長

他県の取扱をみて、考慮していただきたい。農業振興のためには、生産者の環境を整えていただきたい。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

全員挙手です。よって、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、整理番号2番については、全員了承です。

議 長

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

申請人は、上岩屋 の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 藤山 ○○○番、

地目は畑、面積は、1,677㎡のうち 60.0㎡です。



所在地は 大字下野 古小場 ○○○番○、地目は畑、面積は540㎡  
利用権区分は使用貸借権で、目的は茶です。

期間は平成21年4月3日から令和11年4月2日までで、  
解約理由は、借受人を変えて再契約 ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。 以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

同じ住所でありますか親子ですか。

事 務 局

はい、第3者に貸し付けする場合は、一度解約をしてとなります。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

.....  
続きまして、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

貸付人は 五町田第4の ○○○○ 様、

借受人は 五町田第2の ○○○○ 様です。

所在地は 大字五町田 前牟田 ○○○番○、地目は田、

面積は1,471㎡

利用権区分は 使用貸借権で、目的は麦、大豆です。

期間は平成28年6月1日から令和8年5月31日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約 ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。 以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

.....  
続きまして、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社

理事長 ○○○○ 様です。

借受人は 岩屋川内の 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様



議 長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号1番から7番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表1ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から7番までについて です。

貸し手人は 中通の ○○○○ 様、外6名様、

借り手人は 中通の ○○○○ 様、外5名様 です。

所在地は、大字久間 八幡竈 ○○○番 外14筆、

地目は田と畑、 田の面積の合計が10,010㎡、

畑の面積の合計が716㎡、田畑の面積の合計で10,726㎡です。

利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は3年から10年2ヶ月で、

再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から7番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から7番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分 整理番号1番から7番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表2ページ、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号1番から4番まで、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から4番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表2ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から4番についてです。

貸し手人は 内野内野山の ○○○○ 様 外3名様、

借り手人は 上岩屋の 農事組合法人 ○○○○ 代表理事

○○○○ 様、 外3名様です。

所在地は、大字下宿 道徳 ○○○番○ 外7筆、

地目はすべて畑、面積の合計は8,078㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は5年から10年で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分 整理番号1番から4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から4番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野町の分 整理番号1番から4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表3ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定について 嬉野市の分です。

皆さんにお諮りします。整理番号1番から3番については、一括審議をしたいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

整理番号1番から3番について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定 嬉野市の分整理番号1番から3番までです。

貸し手人は 白石町の ○○○○ 様 外2名様、

借り手人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 二本松 ○○○番○ 外7筆

地目はすべて田、面積は合計で10,746㎡、利用権は賃借権、

期間は10年で、新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から3番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から6番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から3番については、原案どおり承認することに決定しました。





年前頃から駐車場として使用されており、始末書が添付されております。

東は宅地、西は道路、南は山林、北は道路です。贈与です。

図面は15ページと16ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

西田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当  
推進委員

ここは、地元の松尾推進委員に説明をおねがいます。

だいぶ荒れていて、空き家の状態でありました。地区に入って頂くことで大変喜んでおります。よろしくをお願いします。

議 長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

場所は、大草野南区公民館付近で空き家バンクを購入され、隣が畑で有り、畑として利用されていなく、駐車場として利用されていたとのこと。前の所有者が登記をなされていなく、今度入居される若い男性でしたが、きれいに駐車場として整備され見通しもよくなると思われます。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

貸付人は 式浪の ○○○○ 様、

借受人は 下岩屋3区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 三坂 ○○○番 地目は畑、面積は527㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、現在アパートに居住しており、今後家族(子供)が増え、学校にも近い場所である申請地に一般住宅として転用したい ということです。

東は道路・雑種地、西は宅地、南は雑種地、北は宅地・畑 です。

親子間の使用貸借です。

図面は17ページと18ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

西田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

周りが住宅で、平屋の家を建てるということです。一番危惧していることは排水であります。雨水に関しては既存水路に流し、合併浄化槽の排水に関しては、別の正式な排水路に流すということで、許可を取られているそうです。問題ないと思います。

議 長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

住宅としては問題ないというところです。西田委員の言われたとおりで、問題



